

総合地球環境学研究所といなべ市との先端的ロボティクス技術を用いた地域振興モデルの
開発に関する包括的研究協定書

総合地球環境学研究所（以下「甲」という。）といなべ市（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的研究協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、ドローンや水中ロボットなどの先端的ロボティクス技術を用いた地域振興モデルの開発について包括的な研究を実施することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) ロボティクス技術の実証試験に関すること
- (2) ロボティクス技術を利用した地域の振興に関すること
- (3) 人材の育成に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

（期間）

第3条 本協定は、締結の日から発効し、平成29年3月31日までとする。

- 2 本協定の有効期間満了前に、甲乙双方による協議及び合意があった場合は、本協定を1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。
- 3 甲乙双方による協議及び合意があった場合は、本協定を改定・終了することができる。

（経費）

第4条 本協定にもとづく連携事業の実施に要する経費については、甲乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

（その他）

- 第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
- 2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成28年9月1日

甲 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
総合地球環境学研究所長

安成 哲三



乙 いなべ市
市長

日 沖 靖

